

飼い主はマナーを守って

人の心を癒やし、豊かにするペット。その一方で、無責任な飼い方による近隣とのトラブルや苦情が後を絶ちません。愛情と責任を持って、他人に迷惑を掛けない飼いを心掛けましょう。

犬・猫を捨てないで

捨て犬・捨て猫は、県動物愛護センター(富里市)に保護されても新しい飼い主が見つからない場合、最終的には殺処分されてしまいます。飼えなくなった時は、責任を持って次の飼い主を探してください。

次の飼い主が見つからない場合でも絶対に捨てず、県動物愛護センターや印旛保健所成田支所へ相談してください。なお、動物を捨てる「動物の愛護及び管理に関する法律」により、100万円以



飼い主といつも一緒

下の罰金が科されます。

また、県動物愛護センターでは殺処分を少しでも減らすため、保護された犬や猫の譲渡会を実施しています。譲渡会に参加し、新しい飼い主になりませんか。

犬の登録と

狂犬病予防注射

飼い犬には登録(一生に1回)と狂犬病予防注射(年1回)を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。

転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしましょう。

マイクロチップの装着と情報登録

ペットショップやブリーダーなどの販売業者には、犬や猫へのマイクロチップの装着が義務付けら

れています。

マイクロチップを装着していると、迷子・災害・盗難・事故などで犬や猫が飼い主と離れ離れになった時に、飼い主へ戻すことができる可能性が高まります。現在、未装着の犬や猫を飼っている人も装着に努めましょう。

また、犬や猫にマイクロチップを装着した場合や、装着されている犬や猫を購入したり、譲り受けたりした場合には、飼い主情報の登録が必要です。犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト(<https://reg.mc.env.go.jp>)から登録してください。



なお、マイクロチップを装着した犬について、令和5年1月4日以降に同サイトへ情報を登録した場合は、市役所での登録手続きが不要になりました。

犬の散歩は引き綱を付けて

犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬の急な動きを制御できる人が行い、引き綱を短く持ちましょう。また、排せつ物やブラッシングで抜けた毛は、飼い主が責任を持って必ず持ち帰りましょう。

猫を飼う時は室内で

猫は室内で飼いましょう。ふん尿被害など、他人への迷惑を防止できるだけでなく、病気や交通事故などの危険から猫を守ることができます。また、電気コードや観葉植物などの、口にする危険な物は片付けておきましょう。

動物の愛護・管理に関する条例

「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」で、飼い主などに次のような規制が設けられています。

- 犬・猫を合わせて10匹以上飼う場合は、保健所へ届け出る
- 犬が人をかんだ場合(こう傷事故)は保健所へ届け出て、犬が狂犬病にかかっていないかを確認するために獣医師の検診を受けさせる

届け出ない場合や、検診を受けさせない場合は、過料・罰金を科されることがあります。

相談・手続きの窓口

- 犬の登録・狂犬病予防注射：環境衛生課(市役所2階 20・1531)
- こう傷事故の届け出：印旛保健所成田支所(☎26・7231)

- 犬・猫の飼い主探しの相談：譲渡会、犬のしつけ方教室：県動物愛護センター(☎93・5711)

- ペットに関する各種相談：千葉県動物保護管理協会(☎043・214・7814)、印旛保健所成田支所

※くわしくは各問い合わせ先へ。

行方不明になったペット

行方不明または保護されているペットの情報を市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page120500.html>)で掲載しています。心当たりのある人は環境衛生課(☎20-1531)へ連絡してください。

